

令和2年3月定例会代表質問

- 1 精神保健福祉行政について
- 2 サードプレイスについて
- 3 ひとり親家庭への支援について
- 4 今後の防災・減災の取組みについて
- 5 人口ビジョンと第二期総合戦略について

Q 1 精神保健福祉行政について

昨年4月に中核市に移行したことにより本市区域を管轄とする保健所行政がスタートして1年が経過しようとしています。

開設に至るまでは県との綿密な協議を行い、必要な職員数の確保や研修等により開設後の円滑な業務運営に遺漏なく準備を進めてきたと思います。

平成29年6月定例会で保健所設置に向けた準備の状況に関し、特に精神保健福祉業務及び動物愛護の業務について、私のこれまでの経験から懸念される課題を質して以来、大きな関心を寄せてきました。

このうち、動物愛護の業務については、理不尽な殺処分の根絶を目指して、関係するボランティア団体等の相互連携の場づくり、TNR活動の普及啓発など今後の取組方向が明確に共有されたものと考えています。

一方の精神福祉保健行政については、先の代表質問において法律に基づいた急性期対応や相談業務への対応の基本的な方向について確認し、その専門性もあることから業務について注意深く推移を見守ってきたところです。

保健所開設から1年が経過しようとしています。私にとって基礎自治体が保健所行政を担っていくことは大きな驚きであり、またより住民に密接な自治体ゆえのきめの細かい行政の実現について大いに期待を寄せています。

だからこそ私どもも今期の重点的に取り組む事項の一つに「保健所機能を最大限活用した健康のまちづくりの一層の推進」をあげ、精神保健福祉行政もその基幹的な内容として、我々もその充実の一翼を担おうとしたところです。

そこでこの精神保健福祉行政の状況について何点かお伺いします。

(1) 急性期の対応について

精神障がいに関しては、医療と福祉の両側面から支援を行うことにより円滑な

地域生活が実現できるものであり、いわゆる精神保健福祉法はこの理念に基づいて施行されています。

何らかの理由により精神症状と思われる症状を発症し、自傷他害の恐れのある状態のある者を発見した場合として、いわゆる精神保健福祉法第23条は、警察官による通報制度を定めています。

同規定では、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に「通報」することになっており、最終的に知事が措置入院あるいは措置不用という判断を行うこととなっています。

この規定からは、保健所は知事への経由機関のようですが、当事者へのその後の支援ということを考えると、保健所は単なる経由機関にとどまらなないと考えられます。特に、近年ではいわゆる社会的入院の実態が課題として提起され、退院後の適切な支援を行うことによって社会復帰を促進する流れとなっていることから、こうした急性期の患者とは最初からの関わりが極めて重要となってきます。

そこで、警察官によるいわゆる23条通報について、まず初動段階での保健所の対応についてどのように行っているか、また県との連携の状況についてはどうか、お伺いするとともに、県による指定医診察の結果措置不用となった事例数及びその後の対応について、お伺いします。

(2) 精神保健福祉相談の体制について

先に述べたように、精神障がいに関しては医療と福祉という両側面から支援することが必要となります。急性期に適切に医療につなぎ、状態の安定を図りながら、一方で地域生活を可能とする支援を行っていくことが求められます。

こうした精神障がいを有する者にとって、またその家族にとって、地域生活を送るうえでの支援についての適切なアドバイスを渴望していることは想像に難くありません。精神障がいを起因とする生きづらさを抱えながら懸命に地域生活を

送っているこうした方々にとって、相談支援機関の重要性は言うまでもありません。

この点に関し、29年6月定例会での答弁にあったように、内容が心の健康づくりや適切な治療の選択及び社会復帰のための相談など、保健・医療・福祉分野の広範にわたるゆえ、いろいろな職種が連携し対応する体制の構築が今後益々必要になってきます。

そこでこうした相談体制について現状と今後の取り組みをお伺いします。

(3) 精神障がいへの理解の促進について

こうした精神障がいをもった方々が今後も地域で幸福に暮らしていくためには、相談支援機関による医療や福祉サービス等の具体的な支援のほか、何といたってもこうした方々を正しく理解し、地域の一員として受け入れていく土壌の形成が必要だと思えます。

私の周りにも知っている限り、適切に医療を継続しながら必要な福祉的支援を受けて地域生活を送っている方が何人もいらっしゃいます。外見からは障がいを持っているかどうか分からない方もおり、ただ時として悲惨な事件報道があるたびに多くの方は肩身の狭い思いをしているようです。そのために人目を避けて自分から社会との関係を絶ち自分の世界に閉じこめることも事例としてあるやに聞いています。

本市の障がい者福祉計画では、「年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、一緒に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し」ています。また、「外見からは分かりにくい障がい等について、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る」必要があると指摘されています。

精神障がいについてはまさにこうした理解を一層深めることが重要であり、そのためには私の持論ですがソーシャルインクルージョンの考え方をもっと広める

必要があると思います。すべての人が年齢や障がいの有無にかかわらず等しく社会の一員であり、お互いにその「差異」を認め合うこと。そのうえで、支援が必要なところには社会の責務として支援をしていく。決して施してではない。共生社会とはこういう社会をいうと私は考えます。

そこで、このソーシャルインクルージョンの考え方の普及についてどのように考えるか、ご所見を伺います。

A 1 深澤 篤 福祉保健部長

(1) 精神保健福祉行政について

本市では、健康支援センターに精神保健福祉士や保健師、心理専門職を配置し、24時間365日、緊急時にも対応できるよう職員体制を整える中で、精神障がいのある方の地域生活を支える取り組みを推進しております。

とりわけ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく、警察官からの通報にかかわる業務につきましては、初動段階においては、自傷他害のおそれ深刻な状況である被通報者を速やかに精神科医療につなげることが必要となりますことから、甲府市保健所が通報を受けた際には、山梨県が指定医による診察の要不要を判断するために必要な情報を確認するとともに、その後の被通報者の社会復帰に向けては、甲府市保健所が適切な支援を行う際に必要となる被通報者の措置診察の結果や、身体的・精神的な状態等について、山梨県からの報告や情報提供を受けるなど、山梨県とは円滑な連携のもと、業務を遂行しております。

こうした中、指定医の診察の結果、措置入院不要となった事例は、本年2月末現在、4件となっており、これらの事例につきましては、甲府市保健所が山梨県から提供を受けた被通報者の状態等を踏まえ、精神科医療の必要性が高かったことから、現在、継続的な受診指導など、社会復帰に向けた支援に努めているところであります。

す。

また、こうした精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の対象者も含め、精神障がいのある方やその御家族からの相談内容は広範な分野にわたることから、相談窓口や家庭訪問での対応のほか、多職種が連携した支援体制が不可欠となります。

そこで、現在、本市では、複雑で多様な相談内容に対応するため、関係部署の社会福祉士やケースワーカーのほか、精神科病院のソーシャルワーカーや地域包括支援センターの専門職などの多職種が緊密に連携した体制を構築する中で、相談者の状態や生活環境などを踏まえながら、相談者が安心して地域生活を送ることができるよう、きめ細かく寄り添った対応に努めております。

今後におきましても、引き続き医療・保健・福祉分野における多職種が連携し、精神障がいのある方の状態に応じた支援を行うことで、精神障がいのある方やその御家族が住みなれた地域で安心して生活ができる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) ソーシャルインクルージョンの考え方の普及について

ソーシャルインクルージョンとは、社会的弱者と言われる方々を社会の一員として積極的に包み、支え合い、相互に人格と個性を尊重するという考え方であり、社会福祉の理念として広まりつつあります。

この理念を実現していくためには、行政のみならず市民の皆様や事業者など、地域社会の全ての構成員がさまざまな生活上の困難を抱える人々の存在に気づき、正しく理解することがその第一歩であると考えております。

こうしたことから、本市では、甲府市障がい者福祉計画の施策に共生社会の基盤づくりと社会参加の促進を位置づけ、本市の広報誌やホームページ、障害者週間など、多くの媒体、機会を活用した障がいの特性や必要な配慮などの周知・啓発活動

のほか、障がい者団体や地域住民、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を支援するとともに、さまざまな関係機関と連携し、障がい者の就労の場の確保や外出の際の移動支援など、障がい者への配慮と理解の促進及び社会参加できる環境づくりに向け、積極的に取り組んでいるところであります。

また、今年度、策定を進めております本市の保健福祉分野の総合的な計画である第4次健やかいきいき甲府プランにおいても、市民一人一人が支え合うことの重要性に鑑み、地域福祉や保健、子どもから高齢者、障がい者の全ての分野に共通する基本理念において、ソーシャルインクルージョンの考え方に触れ、新たな福祉社会の実現に向けた方向性としてその考え方を位置づけております。

今後におきましても、年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、全ての人々が社会の一員であるとの認識のもと、ともに助け合いながら暮らしていける共生社会、ソーシャルインクルージョンの考え方の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいります。

Q2 サードプレイスづくりについて

近年、公共政策のうえからも注目されている概念として、「サードプレイス」があります。これは、家庭でも職場や学校でもなく、そこにいるとほっとすることのできるとびきり居心地のいい第3の場所のことをいいます。

アメリカの都市社会学者オルデンバーグ氏が提唱して以来、近年の人間関係の希薄化が進むことによるコミュニティの弱体化を背景に次第に注目を集め、最近では「つながり」を取り戻すきっかけづくりを提供する場として広がりを見せています。

サードプレイスといわれるためには厳密には8つほどの条件があるようですが、私は、「人と人が緩やかにつながることのできる場」ととらえています。そこにいくことに義務感を感じるわけではなく、かといって単に一人でのでもなく、自分のペースで自由な交流が出来る場所。だからほっと息が抜け、とびきり居心地がいいと感じることのできる場所。こうした場がコミュニティの再生や地域づくりの拠点となりうることや、不登校やひきこもり支援のための「居場所」、子どもたちへの学習支援スペースなど、誰もが気軽に集まることのできる場として、そのニーズは今後益々高まるのではないかと思います。

ストレス社会といわれる現代にあっても、日常生活を送るうえで他者との関係を断ち切ることは不可能であり、次第にストレスをため込んでしまう。それが限界を超えると精神的な病に侵されたり、あげくは自らの手で人生の幕を下ろしてしまう。不幸な事例が後を絶たない状況にあります。こうした時に居心地よく緩やかに他者とのつながりを実現できる場があれば、明日も頑張ろうという気持ちの切り替えができるかもしれない。いわば自身を再生産できる場といえます。

こうした「居心地のいい場」としてのサードプレイスは、不登校や引きこもり対策、子どもの貧困対策を講じる上で大いに参考となるものであり、また地域コミュ

ニティの再構築のうえでも緩やかな交流の場を提供するものとして非常に有用であると私は考えています。

本定例会に提案されている「甲府市子ども未来応援条例」においても子どもが地域で育つ拠点づくりとして、学習、相談、交流等に必要な居場所づくりを市の責務として規定しており、まさにサードプレイスづくりそのものではないかと私はとらえています。

多様な主体によるサードプレイス、居場所づくりが今後拡大することを期待するうえで、本条例がそのきっかけとなればと思います。また、こうした居場所づくりに関わる人々が増えることによって関係人口増加につながる効果も期待できます。

そこで、同条例が規定する子どもの居場所づくりについて、その狙い及びどのように進めていくのかお伺いします。

A2 樋口雄一市長

サードプレイスづくりについて

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進行しており、近年では子どもの貧困対策や児童虐待の防止対策への社会的な要請が高まるなど、多岐にわたる問題に早急かつ柔軟に対応することが求められています。

こうしたことを背景に、子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益を考慮するとともに、子ども一人一人が夢や希望を持ち、さまざまな体験や学習を通じて未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう、市民が一丸となって取り組むことが重要であると考え、甲府市子ども未来応援条例を本定例会に提案したところであります。

こうした考えを踏まえ、子ども未来応援施策の1つとして「子どもが地域で育つ拠点づくり」を位置づけ、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な子どもの居場所を整備することといたしました。

本事業を推進するため、居場所づくりを担う地域団体や子どもの育ちにかかわる活動を行う個人や団体に対して、活動する場所や協力者の確保等の支援を行うとともに、子どもを支援する多様な応援者同士の情報交換や連携が図られるネットワークの構築を進めてまいります。

また、この居場所につきましては、家庭や学校に加えて子どもたちが気軽に立ち寄ることのできる場であるとともに、さまざまな世代と交流できる場であり、子ども自身が抱える問題に手を差し伸べることのできるサードプレイスとしての役割や機能を果たしていくものと考えております。

今後におきましては、本条例の普及を図り、子どもにかかわる全ての大人が連携・協働することにより、居場所づくりを初めとする子どもの育ちを支える取り組みを推進し、未来を担う子どもの成長を応援する子どもが輝くまちの実現を目指してまいります。よろしくお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

Q3 ひとり親家庭への支援について

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当をはじめこれまでいくつかの支援策が講じられてきました。厳しい状況の中で一人で懸命に子どもを育て親の務めを何とか果たそうというその姿を見るにつけ、戦争からの復興もようやく軌道に乗り、これから高度経済成長期を迎えようという私の幼少期の親の世代の、我が身よりも子どもたちの成長を、という姿がオーバーラップします。

少子化が大きな壁となって立ちはだかる現代社会においては、子どもを政策のど真ん中においてその健やかな成長を社会全体で支えていく事がまさに求められており、何らかの事情でひとり親になった場合には全力でその子育てを応援していくことは時代の要請だと思います。

こうしたことから、ひとり親家庭に対する生活の支援や医療費の支援、税や保険料の軽減措置、進学や就職への支援など、そのニーズに即した様々な支援施策が構築されてきました。

これまでひとり親世帯に対する最も基本的な支援措置である税負担の軽減においては、所得税、住民税ともに「寡婦（夫）控除」が制度として確立していましたが、いずれも「離婚または死別」によりひとり親になったことが要件とされ、婚姻歴があることが前提条件となっていました。

しかしながら、近年未婚のひとり親家庭が増加傾向にあり、未婚の母の年間就労収入は、厚労省の2016年度調査によれば、平均177万円と母子世帯全体の平均を23万円下回っているという厳しい状況が明らかになっています。

そのうえ、寡婦控除による税負担軽減がなく、課税額がベースとなる保育料なども負担軽減が認められないなど、「婚姻歴の有無」で税等の負担が異なるという極めて理不尽な状況に置かれていました。

この間我が党は国において一貫してこうした不平等な状況を改善すべきだと主張し、2014年度与党税制改正大綱に寡婦控除を検討事項として盛り込ませ、国会質問で改善を訴えてきました。地方にあっては多くの自治体で「みなし寡婦(夫)控除」という形で、税負担以外の保育料等の軽減が図られてきました。

こうした動きに国も公営住宅に入居する際に受けられる優遇措置の対象に未婚のひとり親を追加し、また保育料などでの「みなし寡婦(夫)控除」についても全国一律の制度としたことは記憶に新しいところです。

そして、ついに昨年末の与党税制大綱において、未婚のひとり親にも寡婦(夫)控除を適用することが決定され、所得税、住民税の面での負担軽減措置が実現する運びとなったところです。

これにより、年間所得500万円(年収678万円)以下であれば、所得税で2020年分から35万円、住民税は2021年度分から30万円の控除が認められることとなり、婚姻歴の有無による理不尽な不公平は解消されることとなりました。

こうした長い間の苦闘の末にようやく実現した未婚のひとり親への税負担の軽減措置ですが、ここに至るまでの本市におけるこれまでの寡婦(夫)控除の「みなし適用」の状況をお伺いするとともに、新たな制度をどのように周知していくかなど今後の取組み方針についてご所見をお伺いします。

A3 萩原 優税務統括監

未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除の適用について

所得税及び住民税に適用される寡婦(夫)控除は、配偶者と死別または離婚し、一定の基準を満たした方が受けることができる税制上の所得控除の1つであり、これまで未婚のひとり親家庭は対象外とされてまいりました。

こうした中、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平等を解消するために、令和2年度の税制改正により、未婚のひとり親に対しても寡婦（夫）控除が認められる等の見直しが行われ、所得税では令和2年分以後、住民税では令和3年度分以後から適用されることとなりました。

御質問の、本市におけるこれまでの寡婦（夫）控除のみなし適用につきましては、保育料の算定及び住宅使用料の算定の際に適用しており、保育料につきましては、平成28年4月から本市の制度として、平成30年9月からは国の制度として軽減を図っているところであり、本年1月末日までの実績は合計で10件となっております。

住宅使用料につきましても平成28年4月から適用しており、実績といたしましては、平成29年度に1件を適用している状況となっております。

また、今後の取り組みにつきましては、今回の税制改正に伴う条例等の改正を行う中で、関係部署と連携を図り、本市の広報誌やホームページ等を活用し、新たな制度の周知を行ってまいります。

今後におきましても、納税者の皆様に親切・丁寧な説明を心がける中で、公平適正な課税に努めてまいります。

Q4 今後の防災・減災の取組みについて

これまで長い間大規模地震を想定して、公共施設の耐震化や避難所の備蓄の充実、また大地震を想定した避難訓練など備えがされてきました。また、道路や橋梁など公共インフラの長寿命化の取組みも進められ、今後高い確率で発生するといわれている東海地震などに対していかにして被害を最小限に食い止めるかといった減災の視点も取り入れた対策がとられています。

またソフト面では、各地域を巡回して地区防災計画の策定支援をはじめ、自主防災組織の強化、また防災リーダーの充実等にも取り組んできました。

人類の歴史は自然の猛威との間断なき闘いの連続であったと言っても過言ではありません。記憶しているところでも、阪神淡路大震災、新潟中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など大きな地震は枚挙にいとまがないほどです。

加えて近年では台風や集中豪雨による洪水被害も毎年のように発生し、昨年では台風19号上陸による大雨特別警報が初めて発令され、甲府市内でも避難指示が出された地域がありました。

他県では河川の氾濫により甚大な被害を受けた地域も多数あり、本市でも最大の被害を想定してのハザードマップの改訂もあったことから、昨年の防災訓練の際には、洪水を想定した避難所運営のあり方や備蓄の保管場所等の検討の意見が私の地元地区の反省会の席上出されるなど、これまでの地震想定に加え、洪水想定も考慮に入れた防災計画の検討も要請されてきています。

台風や集中豪雨はこのところ毎年のように被害が拡大する傾向にあったことから、市民の皆さんが河川の氾濫等に対して不安を覚えることは無理からぬところです。

特に洪水の場合は、避難のタイミングを外すと安全確保上重大な事態となる危険

があること、どこに避難すべきかが地域内でも明確になっていないこと、現在避難所となっている学校でも浸水想定水位が高い個所では校舎の高層階への避難が必要であるが、例えば夜間等で学校関係者が不在の場合、機械警備の解除と校舎の解錠をどうするか、など新たな課題が発生しています。

加えて激しい雨音で防災無線が聞き取り不能となったときに避難指示などの情報を地域内へどう徹底させるか、いかにして自助・共助を発動させるか、など早急に解決すべき課題が多く発生しています。

そこで、洪水時の避難全般についてこうした課題をどのように解決していくかご所見をお示しください。また、洪水想定の実地訓練も今後具体的に各地区で実施すべきと考えますが、併せてご所見を伺います。

A 4 - (1) 佐藤 敦危機管理監

(1) 洪水時の避難について

本市では、市民の皆様に対し、わが家の防災マニュアル、甲府市洪水ハザードマップの全戸配布、防災リーダーの育成推進等を図るとともに、地区防災計画の策定支援を行い、地域防災力の強化を図っているところであります。

特に近年、激甚化、頻発化しております洪水に対しましては、本年度より避難情報を直感的に理解できるように、5段階の警戒レベルでの運用を開始するとともに、避難勧告等を発令する際は、該当地区や避難所開設などの情報を付して伝達しております。

さらに、激しい雨音等で防災行政用無線が聞こえない場合に備え、甲府市防災防犯メールマガジンや甲府市防災アプリ、テレビのデータ放送での確認方法などにつきまして、本市の広報誌やホームページ等で周知するとともに、甲府市洪水ハザード

ドマップ説明会や甲府大好きまつりなどにおいてチラシを配布するなど、利用促進に努めているところであります。

次に、学校関係者の夜間等の参集につきましては、教育委員会と協議を進めているところでありますが、校舎等の上層階への垂直避難に必要な機械警備の鍵等については、学校側との協議を完了し、複製の作成をしております。

一方、自治会においては、地区防災計画で避難の判断基準等を定めていることから、災害時の適切な避難行動に活用していただけるように、防災リーダーの活動や各自治会へのアフターフォローの中で、地区防災計画の重要性についても周知に努めていきたいと考えております。

A 4 - (2) 樋口雄一市長

(2) 洪水を想定した防災訓練の実施について

令和元年東日本台風と命名されました昨年10月の台風19号は、関東地方や甲信・東海地方を中心とする各地に記録的な大雨による甚大な被害をもたらし、内閣府はこの災害を激甚災害に指定するとともに、台風としては初となります特定非常災害に指定したところであります。

本市におきましても、降雨予想などを踏まえ、早期に災害対策本部を設置し、地域の状況把握など本部活動を開始するとともに、市内54カ所の避難所を開設し、1,200人余りの市民の皆様にも事前避難をいただきました。幸いにも大きな被害とはならず、私も胸をなで下ろしたところであります。

一方で、隣接する長野県を初めとする各地では、河川の氾濫などにより甚大な被害が発生しており、本市では中核市市長会などを通じた派遣要請に応じ、複数の被災都市へ職員を派遣し、支援活動等を行ってまいりました。

昨今の台風やゲリラ豪雨などによる洪水被害の激甚化や広域化などが急激に進む中であって、本市においては、地震災害とは異なる洪水被害のリスクを市民の皆様幅広く御理解いただくため、洪水ハザードマップの改訂を1つの機会として、市内5ブロックにおいて説明会を開催してきたものの、令和元年東日本台風の検証結果や被災地へ派遣した職員の状況報告を受ける中で、改めて私は、従来の地震災害を想定した訓練のみならず、大規模な洪水などを対象とした訓練が極めて重要であると認識したところであります。

こうしたことから、洪水・浸水のおそれのあるエリアなどで、当該地区を会場とする防災訓練において、洪水時の避難訓練を実施できるよう訓練項目を追加するなど、訓練計画の見直しをするとともに、洪水被害に対応した訓練として、新たに洪水時の情報伝達及び避難経路の確認など、地域の実情に応じた訓練が来年度から実施できるよう対応してまいります。何とぞよろしく願いいたします。

Q5 甲府市人口ビジョンと第二期総合戦略について

あの衝撃的ともいえる増田レポートを一つのきっかけとして、東京一極集中を排し、地方への人の流れをつくるべく、まち・ひと・しごと創生法を制定して国を挙げて地方創生に取り組んできた5年間の計画期間が経過しようとしています。

いうまでもなく人口減少局面をなんとしても克服して今後の持続可能な社会を築き上げるという命題に対して地方創生という旗を掲げて、それぞれの自治体が人口ビジョンと総合戦略を策定し懸命に取り組んできました。本市も平成27年度からの5か年を計画期間とした第一期総合戦略が本年度末に満了を迎えます。

この間私も東京へ、東京へという人の流れをもう一度押し戻すために、若い人が戻ってきたいと思えるようなまちづくりを、と訴えてきました。

幼少のころからのふるさと愛の醸成や子どもたちの記憶に長く刻まれる思い出づくりなど、何かのきっかけでふるさとへ戻ろうかという気持ちに少し背中を押してあげるような施策の展開を訴えてきました。

こうした中、第一期の総合戦略の取組み成果を検証したうえで、引き続き人口減少に立ち向かっていくべく、第二期総合戦略が策定されると伺っています。

その内容を概観すると、第一期の基本目標をベースにした上で、SDGsや関係人口、子育てといった新たな視点からの方向性も打ち出されています。

いずれもこの5年間に我々からも言及させていただいたものであり、大いに共感できるものです。

また一方で各取り組み施策にKPIを組み入れ、より一層目標達成に向けた進捗状況の明確化を図っています。ある面で何としても最終目標を達成しようという並々ならぬ決意が見て取ることが出来ます。

方向性については首肯できるものですが、具体的な内容について2点ほど質問し

たいと思います。

第1に、総合戦略の達成目標としての人口ビジョンが市全体のものであることは現状やむを得ないとしても、施策展開に当たっては、地域特性も考慮したきめ細かいものにすべきではないかという点です。

現在「東・西・南・北・中央」というエリア分けがされていますが、農業地域、中山間地域、人口密集地域などそれぞれ特徴的な地域特性を持っており、それぞれの地域ごとの人口規模を意識することによって、まちづくり施策の方向性が具体的に見えてくると考えます。

例えば、本市の美しい自然環境の中で農業に従事したいために移住先として本市を選ぶ場合、農業地域への移住を誘導するなど、地域特性に応じた具体的な施策の展開が可視化します。

こうした地域ごとの特性を踏まえた今後の総合戦略の展開についてご所見を伺います。

第2に、働く場所の確保が今後一層重要になるとわれ、特に起業の促進により力を入れるべきではないかと思います。進学等で市外に転出した若い世代が戻ってくるために最も必要とされるのがこの働く場所です。最近の若い世代の地元志向が強まっているといわれる中、自由な発想で自ら仕事を生み出していく起業を促進することで例えば中心街もよりビビッドになっていくのではないのでしょうか。

そこで、第二期総合戦略の中で起業をどのように促進していくのか考えをお示しください。

A 5 塚原 工企画部長

(1) 地域特性を踏まえた第二期甲府市総合戦略について

本市におきましては、第二期甲府市総合戦略において4つの基本目標を掲げ、そ

の達成に向けて、本市が有する地域特性や地域資源を最大限に活かしつつ、人口減少の克服と地方創生に取り組んでいくこととしております。

基本目標の1つである「甲府で夢をかなえる人材の定着と関係・交流人口の増加」には、北部地域での、帯那の豊かな自然を活用した体験型事業や、昇仙峡などの観光資源の活用により、東京圏からの新たな人の流れの創出を目指す取り組みを位置づけるとともに、南部地域でのトウモロコシ栽培など、盛んな農業を活用した都市と農村地域の交流を促進する取り組みや、リニア中央新幹線の開通を見据えた移住・定住の受け皿づくりを位置づけ、関係人口・交流人口の創出を図ってまいります。

また、基本目標の「甲府の未来をつなぐ良好な生活環境の整備と持続可能なまちづくり」には、中央部地域での甲府城周辺を初め、遊亀公園及び附属動物園の整備等を位置づけ、これらを活用した潤いと活力ある住みやすいまちづくりの実現につなげてまいります。

人口減少対策においては、兵道議員御指摘のとおり、こうした地域独自の特性をさらに磨き上げながら、強みや魅力に転換してまちづくりに活かすことが重要となりますことから、引き続き本市が有する各地域の特性を的確に把握する中で、その魅力を最大限引き出し、訴求力のある施策の形成とその展開に努めてまいります。

(2) 第二期甲府市総合戦略における起業の促進について

現行の甲府市総合戦略の検証によりますと、本市の人口減少の要因として、若者の転出傾向が顕著であること、また、若者の転出の主な理由は就職であること等が挙げられることから、これらの解決に向けては、就業の場の確保と創出に積極的に取り組む必要があると考えております。

こうしたことから、第二期甲府市総合戦略におきましては、地元大学と連携した

学生の地元定着など、引き続き若者の転出の抑制に取り組みつつ、U I Jターンの促進に重点を置き、転入の促進を図るとともに、本市が若者に選ばれるまちとなるよう、若者の多様な就業ニーズに応えるため、企業誘致の推進による雇用の場の確保に加え、創業を希望する方へのセミナーの開催や創業に伴う費用負担の軽減など、創業者育成等の支援にも取り組み、起業・創業を促進してまいります。

さらに、東京圏に住む女性の本市へのU I Jターンの動きも弱いことから、女性の転入を促すため、女性活躍の推進にも重点を置き、起業を目指す女性が夢を描きかなえるためのセミナーの開催や、新たに起業する女性の資金調達を応援する取り組みなど、女性の起業・創業を促進し、転出した女性や県外に住む女性が本市で働くことに魅力や将来性を感じていただけるよう取り組んでまいります。